

建設工事業者各位

白山市総務部長
(公印省略)

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて (通知)

建設業法昭和24年法律第100号。以下、「法」という。)第26条、建設業法施行令(昭和31年政令273号。以下「令」という。)第27条により、建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者については、監理技術者制度運用マニュアル(平成16年3月1日付国総建第315号)によりその適正配置を行うこととされており、また、現場代理人については、白山市建設工事標準請負契約約款において、常駐義務緩和に関する規定を設けているところであるが、国土交通省からの通知「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」(平成26年2月3日付国土建第272号)に基づき、今後の取扱いを下記のとおり定めたので通知します。

記

1. 令第27条第2項の当面の取扱いについて

令第27条第2項においては、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接された場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当すると判断して差し支えない。
- (2) (1)の場合において、一の主任技術者が管理することのできる工事数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。
- (3) (1)及び(2)の適用にあたっては、法第26条第3項が、公共性のある施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう適切に判断するものとする。

2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する運用について

現場代理人の常駐義務緩和については、総務部長通知「白山市建設工事標準請負契約約款第10条第2項の取扱いについて」(平成28年6月3日付け監第15号)により、現場代理人が兼務できる工事の請負金額については合計で概ね7,000万円としたので、適切に運用されたい。

また、当面の間、上記1の適用に合わせて、主任技術者と兼任する現場代理人について、発注者が主任技術者の兼任を承認した場合は、現場代理人についても兼務を認めることとする。

3. 発注者支援データベースシステム（コリンズ）の運用の徹底について

公共工事における不良不適格業者の排除及び技術者の適正配置等についてその適正化を図るため、その運用に留意されたい。

以 上

問合せ先 総務部監理課検査係 電話 076-274-9513
